

# 自治体向けニュース

令和5年7月12日  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会

都道府県・政令指定都市・中核市の指導監督担当者の皆様に向けて、当協会や業界に関するニュースを2か月ごとに配信いたしますので、どうぞご活用ください。

## ◆[情報会員]制度～新たな会員資格を設置しました。

6月15日に開催した協会の社員総会で、特に小規模な事業者への協会の関与を深めるため、現在の正会員よりも年会費が比較的安価な会員資格を新設しました。提供するサービスは情報提供や運営相談への応需が基本となりますが、より多くのホームが抱える運営上の課題に協会が直接対応させていただくことで、指導監督部局の業務効率化につながることも期待できると考えております。

本紙に入会ご案内に関するファイルを2本添付しますので、各自治体のHPや事業者向けの事務連絡でご周知をいただきますようお願いいたします。関係するURLは以下の通りです。

<https://www.yurokyo.or.jp/info/view/4593>

なお、ご対応後はその旨をご連絡いただければ幸甚に存じます。

### 【情報会員の資格概要】

- 入会資格 運営するホーム・サ高住の総居室数が40室以下の事業者
- 提供する主なサービス 情報誌のWEB発行、HPの会員事業者ページ利用、賠償責任保険制度利用、研修・セミナー受講、ホーム運営上の相談応需、など
- 入会金 不要
- 年会費額 ①1～30室で3万円、②31～40室で4万円。

## ◆今年度の厚生労働省補助金事業実施について

今年度は4年ぶりに「有料老人ホームの指導監督のあり方に関する調査研究事業」を行います。各自治体へ配布している「指導監督の手引き」を改正するほか、指導監督担当者全国意見交換会をweb開催し、またいわゆる「ホスピスホーム」の実態調査を実施、有料老人ホームの事業規制の中でも特に「類型・表示事項」のあり方について検討します。

これに当たり7月から8月にかけて予備調査を実施いたしますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。また、委員をお願いしております自治体の皆様にはお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

## ◆「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (厚生労働省)

令和5年3月、厚生労働省は平成30年以来となる本マニュアルの改訂版を公表しました。これまでの状況変化を踏まえ、自治体の体制整備や取り組み方についての改訂です。協会もアドバイザー参画しましたが、有料老人ホームでの虐待発生時の対応スキーム等も示されていますので、ご確認をお願いいたします。

#### ◆協会活動へのご参画のお願い

協会会員は地域によって「地域連絡協議会」を設置しております。例えば昨年度の中部連絡協議会の研修活動では、所管する自治体担当者の皆様にも研修をご受講いただいたり、立入検査の内容を講師としてお話しいただいたりなどしました。東京都連絡協議会の総会では東京都にご講演いただきました。今年度も協会地域活動へのご参画をいただきたく、ご協力をお願いいたします。

また、今後の本ニュースでは、協会への新規入会事業者について情報提供してまいります。

#### ◆「設置運営指導指針」改正時のサポートについて

7月に姫路市が改正した指導指針では、当協会に関して次の規定が設置されました。各自治体におかれましては、指導指針改正時に他の自治体の状況をお伝えしたり、改正内容をご確認したりするなどご対応をしておりますので、お気軽にお申し付けください。

（姫路市指針抜粋）

##### 「2. 基本的事項

キ カの事前協議と並行して、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入会に努めること。」

##### 「7. 職員の配置 (2)職員の研修

ウ 特に管理者においては、施設運営・人材管理等の専門性を高めるとともに、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が行う施設長研修の受講に努めること。」

#### ◆今年度の「事業者集団指導」について

新型コロナウイルスが2類から5類に引き下げられましたが、各自治体の集団指導実施予定をみますと、まだまだウェビナーや動画配信に留まっている状況です。

協会では引き続き謝金無料で講師派遣（現地訪問の場合は交通費のみ必要）を承っておりますので、個別にご相談ください。（松本）

○最近のテーマ例

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| －景品表示法の遵守について       | －適切な入居契約のあり方について     |
| －自然災害BCPの作り方        | －苦情から学ぶホーム運営のあり方について |
| －有料老人ホーム設置運営指導指針の遵守 | 、等                   |

#### ◆ご担当者の変更登録のお願い

ご担当者にご異動等がある場合、メールアドレスの削除・登録について、以下までご連絡をいただきますようお願いいたします。また、サ高住ご担当者のアドレス登録も可能ですのでお申し付けください。 ご連絡用アドレス [jigy@yurokyo.or.jp](mailto:jigy@yurokyo.or.jp)

また、協会HP下部にある「自治体向け」メニューで、自治体限定のIDとパスワードでログインいただきますと、自治体専用ページ群のほか、情報紙「協会通信」を含む協会会員ページもご覧いただけます。ID等がお分かりでない方は、上記のアドレスからご連絡をお願いいたします。（稲田）